

香川県水道用水供給事業給水規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年3月31日

香川県知事 浜 恵 造

香川県水道局管理規程第3号

香川県水道用水供給事業給水規程の一部を改正する規程

香川県水道用水供給事業給水規程（昭和49香川県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第2号様式（第2条関係）</p> <p>給　水　契　約　書</p> <p>香川県（以下「甲」という。）と 市町（以下「乙」という。）とは、香川県水道用水供給事業による水道用水（以下「水道用水」という。）の供給について、次の条項により契約を締結する。</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>（給水の制限等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 異常渴水等により給水を制限し、又は停止した場合、その期間の基本水量は、当該期間の使用水量を基礎として乙と協議の上、甲が別に定める。</p> <p>第6条・第7条 略</p> <p>年　月　日</p> <p>（甲）香川県知事 印</p> <p>（乙）市長 印</p> <p>略</p> <p>水道用水契約水量</p> <p>（別紙）</p> <p>水道用水契約水量受水場所別内訳（市町名）</p> <p>略</p>	<p>第2号様式（第2条関係）</p> <p>給　水　契　約　書</p> <p>香川県（以下「甲」という。）と 市町（以下「乙」という。）とは、香川県水道用水供給事業による水道用水（以下「水道用水」という。）の供給について、次の条項により契約を締結する。</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>（給水の制限等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 異常渴水により給水を制限し、又は停止した場合、その期間の基本水量は、当該期間の使用水量を基礎として乙と協議の上、甲が別に定める。</p> <p>第6条・第7条 略</p> <p>年　月　日</p> <p>（甲）香川県知事 印</p> <p>（乙）市長 印</p> <p>略</p> <p>水道用水契約水量</p> <p>（別紙）</p> <p>水道用水契約水量受水場所別内訳（市町名）</p> <p>略</p>

附　則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。